

矢板市告示第 1 2 5 号

次世代産業団地整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザルについて、以下のとおり実施する。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

1 業務名

次世代産業団地整備基本計画策定等業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務内容

主たる業務内容は、過年度に策定した新産業団地基本構想を踏まえ、次世代産業団地創出に向けた基本計画の策定に係る業務とする。詳細は、「次世代産業団地整備基本計画策定等業務委託仕様書」のとおり。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

4 提案限度額

¥ 7 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 参加資格要件

次の要件をすべて満たすことができる株式会社、その他法人以外の団体等で、市からの委託事業を適格に遂行するに足る能力を有する者とする。また、共同企業体（J V）の場合は、代表構成員及び各構成員の役割・責任分担を明確にすること。文末にある【全】は全構成員が、【代】は代表構成員が、【構】は構成員のいずれかで要件を満たせば良いことを示す。

- （1）本市の令和 7 ・ 8 年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請者名簿に「測量・一般」、「土木・地質」及び「土木・他」に登録されている者であること。【代】
- （2）告示日時点で、栃木県内に本店・支店又は営業所があること。但し、支店又は営業所の場合は、当該支店又は営業所において、矢板市の令和 7 ・ 8 年度測量・設計コンサルタント等入札参加資格審査申請者名簿に受任者の登録がなされてい

ること。【全】

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けていないこと。【全】
- (4) 優先交渉権者決定通知の日までの間、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。【全】
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。【全】
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦、支持または反対する目的の団体でないこと。【全】
- (7) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）に規定する暴力団又は役職員が暴力団員等でないこと。【全】
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。【全】
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。【全】
- (10) 法人として、過去10年以内（平成28年4月1日以降）に、関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県）の地方公共団体が発注した業務について、下記の業務実績を全て有すること。【代】
- ・産業団地開発に関する基本構想または基本計画（事業化検討含む）業務（適地選定除く）
 - ・産業団地開発に伴う農林調整協議資料作成業務
 - ・市街地整備事業を前提とした現況測量業務実績
- (11) 本業務に従事する業務管理技術者、基本計画の主担当技術者、現況測量の主担当技術者その他の担当技術者について、それぞれ本業務の遂行に必要な資格及び経験を有する者を配置すること。なお、詳細な要件は下記のとおりとし、業務管理技術者と各主担当技術者はこれを兼ねることができない。【構】
- ・業務管理技術者は、技術士（建設部門 - 都市及び地方計画）及び土地地区画整理士かつ測量士の資格を有している者を配置すること。
 - ・基本計画の主担当技術者は、技術士（建設部門 - 都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）及び土地地区画整理士の資格を有している者を配置すること。
 - ・現況測量の主担当技術者は、測量士の資格を有している者を配置すること。
 - ・担当技術者は、担当する業務内容に応じて必要となる資格を有するものを配

置すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

7 支払条件

業務完了後の支払いとし、発注者の検査に合格した場合に業務委託料の請求ができることとする。

8 主なスケジュール（予定）

項目	日程（いずれも令和8年）
本プロポーザルの実施公告	10月15日（木）
実施要領、仕様書配布開始	10月15日（木）
参加申込書の提出期間	10月15日（木）～29日（木）正午まで
質問書の受付期限	10月29日（木）正午まで
質問回答（随時回答）	10月30日（金）まで
企画提案書等の提出期間	11月2日（月）～10日（火）正午まで
プレゼンテーション	11月12日（木）13～17時
優先交渉権者決定	11月13日（金）
仕様内容の協議、見積提出	優先交渉権者決定から7日以内
契約締結	契約決定通知から7日以内

9 手続等

(1) 書類の配布

市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(2) 参加申込書、企画提案書の提出方法等

	参加申込書	企画提案書
提出期限	令和8年10月29日（木） 正午まで	令和8年11月10日（火） 正午まで

提出方法	持参のみ
提出場所	1 0 問合せ先に提出

1 0 問合せ先

所 在 地：〒3 2 9－2 1 9 2

栃木県矢板市本町5番4号

担当部署：矢板市経済産業部商工観光課次世代産業推進室

電 話：0 2 8 7－4 3－6 2 1 1

Eメール：kigyorich@city.yaita.tochigi.jp